

老人福祉法に基づく各種届出について

1. 届出対象事業

介護保険法上の事業名称	老人福祉法上の事業名称
夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	複合型サービス福祉事業
地域密着型通所介護	老人デイサービス事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	

2. 届出の種類と提出方法等

事業名	老人居宅生活支援事業 開始 (変更、廃止 (休止)) 届 【様式1・2・3】	老人デイサービスセンター 設置 (変更、廃止 (休止)) 届 【様式4・5・6】
老人居宅介護支援等事業	必要	不要
小規模多機能型居宅介護事業		
認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		
老人デイサービス事業	必要	必要

(1) 事業を開始する場合

事業を開始する際は、下記書類を提出してください。

①届出の時期

介護保険法上の指定申請と同時に提出してください。

②必要書類

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	様式1 老人居宅生活支援事業開始届	①定款 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書
老人デイサービス事業	様式1 老人居宅生活支援事業開始届 様式4 老人デイサービスセンター設置届	④当該申請の事業に係る資産の状況が分かる書類（決算書内の貸借対照表及び損益計算書） ⑤事業所の平面図及び居室面積が分かる書類

(2) 届出内容に変更が生じた場合

次の内容に変更が生じた際は、下記書類を提出してください。

<p>① 事業の種類及び内容</p> <p>② 申請者の氏名及び住所 ※法人であるときは、その名称及び主たる事業所の所在地</p> <p>③ 条例、定款その他の基本約款</p> <p>④ 職員の定数及び職務内容</p> <p>⑤ 職員の氏名及び経歴</p> <p>⑥ 事業を行う区域 ※複数の区域で行う場合は、事業所所在地の市町村に提出してください</p> <p>⑦ 施設、サービスの拠点又は住居の名称 ※老人居宅介護等事業を除く</p> <p>⑧ 事業の種類 ※老人デイサービス事業、老人短期入所事業のみ</p> <p>⑨ 所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員 ※老人デイサービス事業を除く</p>
--

①届出の時期

変更後1か月以内に提出してください。

②必要書類

	届出書類	添付書類 (※)
老人デイサービス事業以外の事業	様式2 老人居宅生活支援事業変更届	①定款、寄附行為 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書
老人デイサービス事業	様式2 老人居宅生活支援事業変更届 様式5 老人デイサービスセンター変更届	④当該申請の事業に係る資産の状況が分かる書類（決算書内の貸借対照表及び損益計算書） ⑤事業所の平面図及び居室面積が分かる書類

(※) 変更項目に関する添付書類を提出してください。

(3) 事業を廃止（休止）する場合

事業を廃止（休止）した際は、下記書類を提出してください。

①届出の時期

廃止又は休止の日の1か月前までに提出してください。

②必要書類

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	様式3 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届	不要
老人デイサービス事業	様式3 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届 様式6 老人デイサービスセンター廃止（休止）届	

3. 記入上の注意事項

①”届出者住所の欄”は、法人の住所を記入してください。

②”届出者氏名の欄”は、法人の名称及び法人代表者の職氏名を記入し、代表者印を押してください。

③”参考事項の欄（変更、休止、廃止の場合）”は、事業所名を記入してください。（※様式6を除く）